

# 平成 31 年第 1 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

## 説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	平成 31 年度市政執行の基本方針等について	P 1
2	さくら市瀧澤家住宅設置条例の制定について	P 13
3	さくら市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について	P 14
4	さくら市税条例等の一部改正について	P 14
5	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	P 14
6	さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 15
7	さくら市氏家駅広場条例の一部改正について	P 15
8	平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）	P 16
9	平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）	P 17
10	平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	P 18
11	平成 30 年度さくら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 18
12	平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	P 19
13	平成 30 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	P 19
14	平成 30 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	P 20
15	2019 年度さくら市一般会計予算	P 20
16	2019 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	P 24
17	2019 年度さくら市国民健康保険特別会計予算	P 25
18	2019 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	P 25
19	2019 年度さくら市介護保険特別会計予算	P 26

番号	項 目 名	ページ
20	2019年度さくら市水道事業会計予算	P 26
21	2019年度さくら市下水道事業会計予算	P 27
22	専決処分事項の報告について（喜連川中学校大規模改修工事請負契約の変更）	P 28
23	人権擁護委員候補者の推薦について	P 29
24	議案説明資料 参照法令等	P 30
25	さくら市瀧澤家住宅設置条例案要綱	P 32
26	さくら市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例案要綱	P 37
27	さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 40
28	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 43
29	さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 44
30	さくら市氏家駅広場条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 49

平成 31 年第 1 回さくら市議会定例会の開会にあたりまして、市政運営に対する所信を申し述べますとともに、2019 年度予算案、平成 30 年度補正予算案並びにその他の議案につきまして御説明申し上げます。

昭和、平成に続く「新たな時代」が目前であります。私は新たな時代は 5 万人規模である小都市の機能を充実させる時代であるとの信念から、将来像を「暮らしを楽しめる、健康・里山・桜まのち小都市」とし、実現のために「さくら市進化プラン」の行動計画（ロードマップ）を掲げて（H30.3 議員全員協議会に提示）から、11 ヶ月が経過しました。

東西四里南北四里、面積 125.6 ㎥のさくら市に暮らす方々は、平成 17 年の合併当時から着実に増加し、過去 10 年間においては県内トップの人口増加率を誇っております。

特に、氏家地区は希有の人口増加率であり、かつての 2 万人台から実に約 5 千人近く増えております。一方、喜連川地区においては、リニューアル後 1 年 5 ヶ月で来場者 150 万人を達成した道の駅きつれがわを中心に交流人口が急増しております。

現在、全国各地の地方自治体が、急激な人口減少という差し迫った課題を抱える中であって、本市においては、ここ数年は

微増ではありますが、今もなお、子育ての場、働く場、そして暮らしを楽しむべく本市を選んでくださる方々が多くいらっしゃいます。いわば陽のあたる場所ともいえる本市の環境を更に改善し、魅力の向上に邁進して、数多くの長所が勢揃いする「ちよūdōいい！」まちとして発展していきたいとの思いを強くするところでもあります。

さて、私が市長に就任後初めての予算編成となった平成 30 年度当初予算は、厳寒の如き財政状況の中、「財政状況の変化に即応した事業の執行」を掲げて、進化の芽を吹かせ、それを育てるべく、各種事業の展開を図って参りました。

しかしながら、2019 年度（平成 31 年度）は今年度にも増して厳しい財政状況と言わざるを得ません。

歳入については、市税の伸びは堅調に推移しているものの、地方交付税については、これまでも確認してきた通り、合併算定替の特例期間終了に伴って、更に減額が進みました。歳出では合併特例債を活用した大型事業の公債費（元利償還）がほぼピークを迎え、経常収支比率が悪化するなど財政の硬直化が進んでおります。

今後本市が直面する財政状況については、2022年以降は団塊の世代が75歳を超過し、医療、介護、福祉などの社会保障関連経費が急増していくとともに、耐用年数を迎えていく公共施設等の数が一気に増え、維持更新費用の増嵩時期がそれに重なります。更に、本市といえども遠からず人口の減少時代に移行していくことが確実視されており、市税や地方交付税といった歳入の減少が同時に起きることとなり、これまで経験したことがないような厳しい財政状況を迎えていくこととなります。

これらの財政状況に向き合っていくわけですから、持続可能な自治体経営のための財政運営については、かつてなかった様な果敢さをもって臨まなければならない、と覚悟を定めていかねばならないものと考えております。

しかし、特効薬は存在しない以上、考え得る可能な限りの財政健全化に向けた取組を、ひとつひとつ確実に実行してまいりたいと考えております。

その取組について、歳出から順次申し上げますと、まずは「質実主義」を徹底して、各種計画の策定業務等においては、道路整備基本計画、男女共同参画計画、こども読書活動推進計画等ですすでに行っているように、外部への業務委託を極力廃して職

員自らの力で策定することで経費削減と同時に職員自身の資質向上を図ってまいります。

また、公共施設等の使用料や各種手数料に関しては、減免規程等の見直し等、受益者負担の適正化を図っていく必要性を感じております。実施の際には、「市民第一主義」を念頭に最低限の負担を分かち合っていたいただきながら、同時にサービスの向上を感じて頂ける改革が必要であると考えております。

もう一点、市が関与する移動手段として、市有バスやデマンド交通だけでなく、福祉バスや温泉バス、そしてスクールバスと複数の手段が混在している現状ですが、これら移動手段の体系的な運行による効率化を図ることにより、維持管理コストを見直してまいります。

また、当面する最大の課題のひとつである「公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の再編や整理統合については、市民第一の視点から飽くまで市民サービスの維持向上を念頭に、まずは明確な将来像を描き、それに基づいたファシリイティマネージメント（FM）を徹底できる執行体制を確立しながら、着実な実行を図ってまいります。

更に、事業実施にあたっては「進取主義」を念頭に、自ら新たな施策を創出するが如き意欲を以て、常に情報の最先端に在るよう心掛けながら目を凝らし、時には働きかけを行いながら、各種補助金・交付金等の特定財源の活用による事業実施を図ってまいります。

主に一般財源のみで実施しようとする一般単独事業については、極力抑制する選択と集中手法等、抜本的な歳出改革を図ってまいります。また「質実主義」により、例えば2年でできるものを3年かけて実施するなど、財政負担の軽減・平準化を図ってまいる考えであります。

次に、歳入増に向けた取組ですが、これについては、まず経済活性化、そして人口増への取組を優先してまいる考えであります。

農産物売上1.2倍や商店の売り上げ増、地元企業の活性化や企業誘致は、結果としては歳入増に結びついていく重大な取組でありますから、それぞれ、積極的に取り組んでまいります。

企業動向について申し上げますと、市内に立地する相当数の企業が、順調な成長により現在の環境を手狭と感じて規模拡大を検討している状況もあることから、地元企業のさくら市内で

の増設等、規模拡大の要請に応じられるよう、最優先で取り組んでまいります。

企業誘致については、これまで9件の誘致に成功したところですが引き続き私自身も直接アプローチするなど、積極的な展開に取り組んでまいります。仮に、市が所有する土地への誘致が成功すれば、現在推進している土地等市有財産の売払いによる財源確保として大きな効果を発揮するため、これらを含めて取り組んでまいります。

更に、気力・体力・学力No.1教育の進化を図りながら、母になるならさくら市で、と子育て環境の進化に邁進し、民間活力等により宅地開発を誘導して人口増を図っていくことは、固定資産税や市民税などの恒常的な税収の確保に直結する取組であることから、現下最大のテーマのひとつとして取組を進めてまいります。

また、財政規模につきましては、険しい道のりではありますが財政計画に基づき計画的に規模の適正化を図ってまいる考えであります。

さて、このように如何に厳しい財政状況にあっても、「地方公共団体の役割が住民の福祉の増進を図ることを基本（地方自治

法第 1 条の 2)」としていることからすれば、知恵を絞り出してこの難局を乗り切り、住民福祉の向上のために、出来得る限り住民ニーズに応じていくことが重要であると考えております。

そこで、2019 年度（平成 31 年度）の予算編成にあたっては、「第 2 次総合計画」、「進化プラン」等に掲げた必要な施策をできる限り推進することとし、その取組については市民満足度の向上を図るため「質実主義」「市民第一主義」「進取主義」を念頭に、既存事業の実績や効率性、有効性等の観点から徹底して検証することにより「暮らしを楽しめる」まちづくりの実現を目指していくことといたしました。

それでは、ここまで申し上げてきたことを念頭に編成した新年度予算の各事業の中から主な取組について申し上げます。

まず、「暮らしを支える強固な経済基盤」・「農商工、産業の進化」については、“農産物の売上げ 1.2 倍”の実現のため、「農業収入アップのためのモデル事業」や「直売所マップの作成」に着手するほか、農業生産基盤の強化への支援として、新たに、市単独での「農地バンク制度」、「農業用機械等導入支援制度」を開始するなど、更に精力的に取り組んでまいります。

商店の売上げ増等に向けての取組としては、学識経験者（東京大学名誉教授・栃木県景観アドバイザー ほり 堀 しげる 繁教授）の意見を聞きながら「商店街の景観・ホスピタリティ（おもてなし）向上事業」に取り組みます。

また、現在、「空き家・空き地バンク」を既に運用しておりますが、商店街の賑わいや業務拡大、起業の支援につなげることを目的として、商工会の協力をいただきながら、新たに「空き店舗」の“バンク化”を開始いたします。

さくらブランドは、鮎の関連商品を中心に 14 品目を新たに追加いたしました。本年は更なる磨き上げを行い、“売る”ための支援として「さくらブランド販売促進支援制度」を開始致します。

繰り返しになりますが、企業誘致では、私自身も直接アプローチするなど、積極的な展開に取り組んでまいります。

次に、「文化薫る心豊かな人材の育成」・「教育の進化」については、昨年 5 月に課外「さくらスクール」さくら未来塾が 200 名以上の参加で開講いたしました。その後実施された、全国学力・学習状況調査においては、実施したほとんどの学年で、昨年に比べて明らかな学力向上が認められ、学年別教科では県

内トップクラスに迫る内容もあったことは嬉しい驚きでしたが、ICT 教育においては、さらに教材アプリの研究を進めるほか、保育園に ALT を派遣し、英語に触れる・英語で遊ぶといった学習に加えて、「習う」より「慣れる」というように、実際に使うことが大切と考え、市独自の「英会話を実践する場」を新たに提供していくことを検討してまいります。

また、教育施設の整備に関しては、“教室が足りない!” という事態に即応するため、上松山小学校の教室増設を行います。さらには、バスケットボールのコートを新設するなどスポーツ施設の充実も図ってまいります。

次に、「福祉の充実と安心の社会保障」・「働き・子育て環境の進化」、そして、「医療・福祉・移動手段の進化」については、平成 29 年 4 月に子育て世代包括支援センターを開設し、産後ケア事業では県内に先駆けた取り組みを開始することができました。妊産婦ケアの取組では、今年度から複雑な悩みや心の問題を抱える母親へのケアとして、母親が相談しやすい女性臨床心理士が相談に応じる「ママのこころの相談事業」を開始したと

ころですが、引き続き事業（相談事業）の回数を増やすなどして充実を図ってまいります。

また、子育て世代への支援として、南小学校等で学童保育施設の増設を行います。

「地域包括ケア体制の確立」に向けた取組としては、地域住民が主体となり介護予防に効果的な取り組みを行う高齢者サロン等に対して財政支援をする「地域介護予防活動支援事業」を新たに開始いたします。

環境にやさしいさくら市への取り組みとしては、地域特性を活かしバイオマス産業を軸に環境にやさしいまちづくりを目指す地域が国に認定される「バイオマス産業都市」の認定に挑戦してまいります。

「機能的で住みやすい安全な都市機能」につきましては、移動手段の強化として、本年、新たに喜連川地区から氏家地区への移動の強化のためのデマンド交通の実証実験を開始いたします。

また、「地域防災力の強化」については、昨年8月の豪雨では118mmが1時間で降りましたが、100mmの雨が2時間降れば即大

災害であることなどから、引き続き地域防災力の強化にご理解を求めてまいります。

さらに、地震等による倒壊、転倒等を防止するために、ブロック塀等撤去等事業補助制度を本年1月より施行いたしました。が、通学路全線でのブロック塀等調査に基づいて安全確保に留意してまいるほか、身近な生活道路についても、限られた予算の中、安心して利用できる道路整備を計画的に行うと共に、橋梁、舗装等の予備修繕の実施による長寿命化にも取り組んでまいります。

次に、「さくら市の魅力倍増・ふるさとの進化」については、道の駅きつれがわやさくらテラスにおけるプロジェクションマッピングの放映や小説「嶋子とさくらの姫」による歴史の顕彰など、魅力向上の取り組みとともに、今年度に策定する「さくら市シティプロモーション戦略」に基いて、関係する部署、機関が連携しながら、様々な取組を展開してまいります。

桜の植栽については、2019年度(平成31年度)から導入される森林環境譲与税と森づくり県民税を最大限活用しながら、(杉、ヒノキなどの黒木の)針葉樹林を樹種転換し、その一部に桜の

植栽を進めるほか、市内各所で植栽を行うとともに、早乙女桜並木の大改修の準備を進めてまいります。

市民活動やボランティア活動、NPOの活動への支援につきましては、市民の活動がこれまで以上に活発に行われ、協働のまちづくりが進められるように「市民活動助成金」や「ボランティアポイント」などの制度を継続し、加えて、「市民活動支援センターの開設」に向けた動きを進めてまいります。

最後に、今年からスタートしました「さくら市での暮らし懇談会」は、私をはじめ、市職員が直接地域の皆様と意見交換を行い、私と市職員が共通した認識で各施策への反応や地域が抱える課題について理解を深めることができる貴重な機会でありますので、今後共、各行政区長様のご協力をいただきながら引き続き機会を設定し、市民に身近で目に見える市政の展開を図ってまいります。

以上、本年の市政推進にあたっての所信と取組の一端について申し上げます。

本年も、不断の努力を積み重ね、多くの市民の皆様と共に市の魅力を高めながら、さくら市の進化を図ってまいりたいと考えております。そのためにも、市民の代表として選出された市

議会議員の皆様と議論を重ねながら、力を併せて努力してまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 6 件、予算 14 件及びその他の議案等 2 件であります。

議案第 1 号は、さくら市瀧澤家住宅設置条例の制定についてであります。

本案は、平成 29 年度より内閣府の地方創生拠点整備交付金を受けて整備を進めている瀧澤家住宅において、施設整備計画に記載しました、事業実施後の適切な額の使用料及び入館料を徴収するという目的のために必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 2 号は、さくら市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定についてであります。

本案は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）の施行に伴い、本市における市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、条例を制定するものです。

議案第 3 号は、さくら市税条例等の一部改正についてであります。

本案は、本来、市が賦課徴収する軽自動車税の環境性能割を、当分の間、県が賦課徴収するに当たり、軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除の対象車両を自動車税の環境性能割の例により、行うものとするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、国民健康保険事業の健全・適正化を図るため、保険税の課税限度額を改正するものであります。

議案第 5 号は、さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部改正により、新たに共生型サービスが創設されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、さくら市氏家駅前広場条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら市氏家駅前広場利用者の利便性向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 4 億 5,896 万円を減額し、予算の総額を 186 億 2,680 万 1 千円とするものであります。

歳入の主なものは、10 款地方交付税で、震災復興特別交付税 2 億 7,503 万 2 千円、18 款繰入金で、財政調整基金繰入金 4 億 5,523 万 7 千円、減債基金繰入金 5 億円を減額、19 款繰越金で、前年度繰越金 10 億 1,915 万 4 千円を追加、21 款市債で、市道整備事業債 1 億 2,840 万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、4 款衛生費で、清掃費各種負担金で塩谷広域行政組合への次期環境施設建設負担金 2 億 7,300 万 2 千円、8 款土木費で、市道 U1-10 号道路改良事業費 5,600 万円、公共下水道事業企業会計繰出金 1 億 1,913 万 8 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、農村公園等維持管理事業ほか 5 件を追加するものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、氏家児童センター指定管理業務委託ほか 1 件を変更するものであります。

第 4 表地方債の補正は、水道事業出資債ほか 5 件の限度額を変更するものであります。

議案第 8 号は、平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 6,718 万 1 千円を減額し、予算の総額を 4 億 2,442 万 9 千円とするものであります。

歳入の主なものは、2 款財産収入で、保留地処分収入 1 億 1,502 万 6 千円を減額、3 款繰入金で、一般会計繰入金 6,575 万 7 千円を追加、歳出では、1 款土地地区画整理事業費で、上阿久津台土地地区画整理事業費 6,718 万 1 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、土木施設災害復旧事業において、関係機関との調整に不測の期間を要するため年度内の完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表地方債の補正は、調整池洪水吐法面復旧事業債を追加するとともに、土地地区画整理事業債ほか 1 件の限度額を変更するものであります。

議案第 9 号は、平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 4,090 万 9 千円を減額し、予算の総額を 14 億 6,027 万 8 千円とするものであります。

歳入の主なものは、4 款繰入金で、一般会計繰入金 1 億 1,913 万 8 千円を減額、5 款繰越金で、前年度繰越金 9,353 万 4 千円を追加、歳出の主なものは、1 款下水道管理費で、下水道水処理センター維持管理事業費 2,000 万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、下水道水処理センター維持管理事業ほか 2 件を計上するものであります。

第 3 表地方債の補正は、公共下水道事業債の限度額を変更するものであります。

議案第 10 号は、平成 30 年度さくら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、歳入で、3 款繰入金で一般会計繰入金 572 万 2 千円を減額、4 款繰越金で前年度繰越金 572 万 2 千円を追

加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 11 号は、平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 4 億 6,210 万 4 千円を追加し、予算の総額を 46 億 7,407 万 3 千円とするものであります。

歳入の主なものは、12 款繰越金で、前年度繰越金 4 億 7,181 万 9 千円を追加、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、一般被保険者療養給付費 5,084 万 7 千円、8 款基金積立金で、国民健康保険財政調整基金積立金 2 億 9,973 万 2 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 12 号は、平成 30 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 422 万 2 千円を追加し、予算の総額を 4 億 2,331 万 4 千円とするものであります。

歳入は、4 款繰越金で、前年度繰越金 422 万 2 千円、歳出は、

4 款諸支出金で、他会計繰出金 422 万 2 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 13 号は、平成 30 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 9,126 万 8 千円を追加し、予算の総額を 33 億 867 万 3 千円とするものであります。

歳入の主なものは、9 款繰越金で、前年度繰越金 1 億 8,746 万 5 千円、歳出の主なものは、5 款基金積立金で、介護給付費準備基金積立金 1 億 1,923 万 1 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 14 号は、2019 年度さくら市一般会計予算であります。

先に申し上げました基本的な考え方のもとに編成いたしました 2019 年度一般会計予算は、前年度当初予算額 188 億 3 千万円に対しまして、3.3%減の 182 億円と決めました。

まず、第 1 表歳入各款の主な概要を御説明申し上げます。

1 款市税は、過去の収納実績等を考慮し、市税全体として前年度比 1 億 8,693 万 6 千円増の 66 億 9,262 万 6 千円を計上いたしました。

2 款地方譲与税、及び 3 款から 9 款までの各種交付金につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、12 億 179 万 4 千円を計上いたしました。

10 款地方交付税につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づく試算に加え、塩谷広域行政組合の次期環境施設建設費負担金において震災復興特別交付税を見込み、対前年度比 12 億 339 万円減の 27 億 9,370 万 1 千円を計上いたしました。

14 款国庫支出金は、20 億 5,756 万 2 千円で、主なものは、障害者自立支援給付費、生活保護費など福祉費負担金、地方道路整備事業（社会資本整備）など土木費補助金であります。

15 款県支出金は、12 億 4,657 万 4 千円で、主なものは、子どものための教育・保育給付費県負担金など児童福祉費負担金、多面的機能支払交付金など農業費補助金であります。

16 款財産収入は、1 億 3,764 万 4 千円で、主なものは、市有地売払収入であります。

18 款繰入金は、11 億 3,569 万 2 千円で、主なものは、財政調

整基金繰入金、減債基金繰入金などであります。

19 款繰越金では、4 億円を、20 款諸収入では、7 億 6,312 万 3 千円を計上いたしました。

21 款市債は、12 億 5,900 万円で、主なものは、臨時財政対策債、市道整備事業債などあります。

次に歳出で、1 款議会費では、議会の運営及び活動に関する経費として、1 億 7,900 万 2 千円を計上いたしました。

2 款総務費は、18 億 7,137 万 6 千円で、その主なものは、財産管理費、企画費、情報処理費、市税の賦課徴収費などあります。

3 款民生費は、61 億 3,731 万 1 千円で、その主なものは、介護給付・訓練等給付事業費、後期高齢者医療費、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金、保育園費、児童手当支給事業費、生活保護者扶助事業費などあります。

4 款衛生費は、19 億 4,872 万 5 千円で、その主なものは、各種がん検診事業費、氏家上水道第二次拡張出資事業費、任意予防接種事業費、塩谷広域行政組合の次期環境施設建設費を含む清掃費各種負担金、ごみ収集事業費などあります。

5 款労働費は、70 万円で、勤労者住宅資金融資事業費であり

ます。

6 款農林水産業費は、5 億 2,836 万 6 千円で、その主なものは、園芸作物推進支援事業費、多面的機能支払交付金事業費、総合交流ターミナル施設維持管理事業費などです。

7 款商工費は、9 億 8,212 万 8 千円で、その主なものは、中小企業振興資金融資事業費、駅前交流拠点施設維持管理事業費、温泉施設維持管理事業費などです。

8 款土木費は、15 億 2,424 万 5 千円で、その主なものは、道路維持補修事業費、道路改良事業費、市道 U1-10 号道路改良事業費、公共下水道事業特別会計や上阿久津台地土地区画整理事業特別会計への繰出金、鬼怒川河川公園管理事業費などです。

9 款消防費は、8 億 189 万 7 千円で、その主なものは、消防団運営事業費、消防施設整備事業費、塩谷広域行政組合消防費負担金などです。

10 款教育費は、23 億 7,297 万 6 千円で、その主なものは、非常勤講師活用事業費、上松山小学校増設事業費、課外「さくらスクール」事業費などです。

11 款災害復旧費では、300 万円を、12 款公債費では、18 億

3,027万4千円を、13款予備費では、2,000万円をそれぞれ計上いたしました。

つぎに、第2表債務負担行為は、広島平和記念式典中学生派遣事業ほか3件の債務の期間、限度額を定めるものであります。

第3表地方債は、臨時財政対策債ほか10件の事業などに要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、2019年度さくら市一般会計予算の概要であります。

議案第15号は、2019年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計予算であります。

2019年度予算の総額は、4億4,901万6千円と決めました。

歳入の主なものは、2款財産収入で、2億625万円、3款繰入金で、一般会計からの繰入金8,479万4千円、6款市債で、1億1,790万円を、歳出の主なものは、1款土地地区画整理事業費で、2億6,653万3千円をそれぞれ計上いたしました。

第2表地方債は、上阿久津台地土地地区画整理事業債の限度額、

起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

議案第 16 号は、2019 年度さくら市国民健康保険特別会計予算であります。

2019 年度予算の総額は、43 億 4,539 万円と決めました。

歳入の主なものは、1 款国民健康保険税で、9 億 2,142 万円、5 款県支出金で、30 億 5,743 万 3 千円、8 款繰入金で、3 億 5,988 万 9 千円を、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、29 億 8,237 万 3 千円、3 款国民健康保険事業費納付金で、12 億 8,461 万 4 千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第 17 号は、2019 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算であります。

2019 年度予算の総額は、4 億 2,358 万円と決めました。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料で、3 億 2,002 万 6 千円、3 款繰入金で、一般会計からの繰入金 9,458 万 9 千円を、歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金

で、4億592万4千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第18号は、2019年度さくら市介護保険特別会計予算であります。

2019年度予算の総額は、31億8,074万3千円と決めました。

歳入の主なものは、1款保険料で、7億4,515万2千円、3款国庫支出金で、7億1,661万7千円、4款支払基金交付金で、8億440万3千円、8款繰入金で、一般会計からの繰入金など4億8,783万4千円を、歳出の主なものは、2款保険給付費で、28億9,960万円をそれぞれ計上いたしました。

以上が、2019年度の各特別会計予算の概要であります。

議案第19号は、2019年度さくら市水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第2条に定める業務を執行するため、予算第3条に定める収益的収入及び支出について、収入第1款水道

事業収益予定額を 8 億 5,669 万 4 千円、支出第 1 款水道事業費用予定額を 8 億 1,373 万 5 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 4 億 6,344 万円、支出第 1 款資本的支出予定額を 9 億 2,587 万 4 千円と決めました。

予算第 5 条企業債は、上水道拡張事業工事費及び未普及地域解消事業工事費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、2019 年度さくら市水道事業会計予算の概要であります。

議案第 20 号は、2019 年度さくら市下水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、予算第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款下水道事業収益予定額を 11 億 3,487 万 1 千円、支出第 1 款下水道事

業費用予定額を 10 億 1,223 万 9 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 6 億 764 万 2 千円、支出第 1 款資本的支出予定額を 10 億 4,373 万 4 千円と決めました。

予算第 6 条企業債は、管路建設改良費及び処理場建設改良費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、2019 年度さくら市下水道事業会計予算の概要であります。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができるものとして、議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額 5 パーセント以内の変更契約について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本件は、現委員の<sup>こもりしげる</sup>小森茂氏が平成31年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

〔議会の委任による専決処分〕

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

### ◎ 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

### □ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 25 年 9 月 9 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約につい</u>	平成 25 年第 3 回 さくら市議会定例会	議員案第 2 号	平成 25 年 9 月 9 日

	<u>て、契約金額の 5 パーセント以内に相当する金額 (2,000 万円以下のものに限る。)</u> <u>に係る契約の変更に</u> <u>関すること。</u>			
--	--	--	--	--

## さくら市瀧澤家住宅設置条例案要綱

### 第1 条例案の趣旨（第1条関係）

この条例は、市が管理する文化財の利活用を推進することにより、郷土の歴史及び文化に対する市民の関心を高め、もって市民の教養、学術及び文化の振興に寄与するため、さくら瀧澤家住宅（以下「瀧澤家住宅」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものである。

### 第2 条例案の内容

#### 1 位置（第2条関係）

瀧澤家住宅の位置をさくら市櫻野 1365 番地 1 と定める。

#### 2 事業（第3条関係）

瀧澤家住宅は、次に掲げる事業を行うことを定める。

- (1) 文化財を保存及び管理（以下「保管」という。）し、又は展示すること。
- (2) 瀧澤家住宅の設置の目的（第1条に規定するものをいう。以下同じ。）に沿った展覧会、講演会、講習会等を開催すること。
- (3) 瀧澤家住宅の設置の目的に沿った集会、展示等（以下「集会、展示等」という。）を行うために瀧澤家住宅の施設及び設備（以下「施設等」という。）を提供すること。
- (4) 前3号に規定する事業のほか、さくら市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める事業。

#### 3 利用の許可（第4条関係）

- (1) 集会、展示等を行うために施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないことを定める。
- (2) 教育委員会は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をする場合において、瀧澤家住宅の保管上必要な条件を付することができることを定める。
- (3) 前2項の規定は、利用許可に係る事項の変更について準用することを定める。

#### 4 利用の制限（第5条関係）

教育委員会は、利用許可を受けようとする者の当該利用の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用許可をしない

ことを定める。

- (1) 瀧澤家住宅の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 瀧澤家住宅の施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前 3 号に掲げる場合のほか、教育委員会が瀧澤家住宅の保管上支障があると認めるとき。

#### 5 利用権の譲渡等の禁止（第 6 条関係）

利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならないことを定める。

#### 6 特別の設備の制限（第 7 条関係）

利用者は、当該利用の際に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないことを定める。

#### 7 利用許可の取消し等（第 8 条関係）

- (1) 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は瀧澤家住宅の保管上特に必要があると認めるときは、当該利用許可に係る条件（第 4 条第 2 項の規定により付する条件をいう。以下この条において同じ。）を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該利用許可を取り消すこと（以下「取消し等」という。）ができることを定める。

ア この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

イ 偽りその他不正な行為により利用許可を受けたとき。

ウ 条件に従わないとき。

- (2) 前項の規定による取消し等により当該利用者に損害が生じた場合においても、教育委員会は、その責めを負わないことを定める。

#### 8 使用料（第 9 条関係）

- (1) 瀧澤家住宅の施設等のうち別表第 1 に掲げるものの利用者は、同表に掲げる使用料を納付しなければならないことを定める。
- (2) 前項の場合において、利用者が市内に住所を有しない者である場合は、当該使用料の額は、前項に規定する額に 100 分の 150 を乗じて得た額とすることを定める。

#### 9 使用料の減免（第 10 条関係）

市長は、前条の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれか

に該当するときは、使用料の一部を減額し、又は免除することができることを定める。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び同法第 124 条の専修学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者等、同法第 24 条の 2 第 1 項の指定障害児入所施設等及び同法第 39 条第 1 項の保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項の認定こども園で市内にあるもの

イ 国又は地方公共団体

ウ 前 2 号に掲げる者のほか、市長が使用料を減免することについて特別の理由があると認める者

#### 10 使用料の不還付（第 11 条関係）

既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、当該使用料の納付に係る施設等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができることを定める。

ア 施設等の保管上特に必要があるため、教育委員会が利用許可を取り消したとき。

イ 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

ウ 前 2 号に掲げるもののほか、市長が使用料を還付することについて特別の理由があると認めるとき。

#### 11 原状回復の義務（第 12 条関係）

(1) 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等の原状への回復又は搬入した物件の撤去（次項において「回復等」という。）をしなければならない。取消し等をされた利用者についても、同様とすることを定める。

(2) 利用者が回復等をしないときは、教育委員会において回復等をする。この場合において、回復等に要した費用は、当該利用者の負担とすることを定める。

#### 12 観覧料（第 13 条関係）

瀧澤家住宅を観覧しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表第 2 に掲げる観覧料を納付しなければならない。ただし、入館

者が幼児、児童、生徒又は学生である場合は、当該観覧料を徴しないことを定める。

### 13 観覧料の減免（第 14 条関係）

市長は、前条の規定にかかわらず、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の額から当該各号に掲げる額を減額し、又は免除することができることを定める。

ア 教育課程に基づく教育活動の一環として、さくら市立学校の設置に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 89 号）第 2 条のさくら市立学校に在学する児童又は生徒を引率する者 観覧料の全部の額

イ 市内に居住する者のうち次のいずれかに該当するもの 観覧料の全部の額

① 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

③ 栃木県療育手帳交付規則（平成 12 年栃木県規則第 23 号）第 2 条の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 市又は教育委員会が主催する施設等の見学会に参加することにより観覧する者 観覧料の全部の額

エ 利用者又は利用者が集う集会、展示等に参加することにより観覧する者 観覧料の全部の額

オ 前各号に掲げる者のほか、市長が観覧料を減免することについて特段の理由があると認める者 観覧料の全部の額又は 2 分の 1 に相当する額

### 14 損害賠償の義務（第 15 条関係）

利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでないことを定める。

### 15 指定管理者による管理（第 16 条関係）

(1) 教育委員会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、瀧澤家住宅の管理を同項の指定管理者

(以下「指定管理者」という。)に行わせることができることを定める。

- (2) 前項の規定による指定管理者の指定の手續については、さくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年さくら市条例第181号)及びさくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年さくら市規則第158号)の定めるところによることを定める。

#### 16 指定管理者の義務(第17条関係)

- (1) 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において指定管理者が行う業務は、次のとおりとすることを定める。

ア 第3条に掲げる事業を実施する業務

イ 瀧澤家住宅の利用及び当該利用の制限に関する業務

ウ 施設等の保管に関する業務

エ 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

- (2) 第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第12条、第14条及び第15条の規定は、前条第1項の規定による指定管理者の指定をした場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」又は「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとすることを定める。

#### 17 指定管理者が行う管理の基準(第18条関係)

指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に瀧澤家住宅の管理を行わなければならないことを定める。

#### 18 委任(第19条関係)

この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 19 施行期日(附則関係)

この条例は、交付の日から起算して4月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行することを定める。

## さくら市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例案要綱

### 第1 条例案の趣旨（第1条関係）

この条例は、歯及び口腔の健康が市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、市民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持の推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的に推進し、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とすることを定める。

### 第2 条例案の内容

#### 1 基本理念（第2条関係）

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進することを定める。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯及び口腔の健康づくりを推進することを定める。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯及び口腔の健康づくりを推進することを定める。

#### 2 市の責務（第3条関係）

市は、第2条の基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に関し、国及び栃木県との連携を図りつつ、市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することを定める。

#### 3 市民の責務（第4条関係）

市民は、歯及び口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯及び口腔の健康づくりに努めることを定める。

#### 4 歯科医師等の責務（第5条関係）

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、市が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講ずる施策に協力するよう努めることを定める。

#### 5 保健、医療、福祉、教育等に携わる者の役割（第6条関係）

保健、医療、福祉、教育等に携わる者は、基本理念にのっとり、相互の有機的な連携を図るとともに、市が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講ずる施策に協力するよう努めることを定める。

#### 6 事業者の役割（第7条関係）

事業者（法令等に基づき市民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者）は、基本理念にのっとり、市が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講ずる施策に協力するよう努めることを定める。

#### 7 基本的施策の実施（第8条関係）

市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を講ずることを定める。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発を行うことを定める。
- (2) 市民が定期的に歯科に係る検診を受けること又は必要に応じて歯科保健指導を受けることを勧奨することを定める。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを促進するために必要な措置を講ずることを定める。

#### 8 基本計画（第9条関係）

市長は、前条の基本的施策を総合的に実施するための計画を定めるものとする。この場合において、市長は、健康増進計画を定めたときは、当該健康増進計画をもって基本計画に代えることができることを定める。

- (1) 基本計画は、次に掲げる事項について定める。
  - ① 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項
  - ② 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、市が総合的かつ計画的に講ずるべき施策に関する事項
  - ③ 前2号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する重要事項

(2) 基本計画は、健康増進計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならないことを定める。

(3) 市長は、第1項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないことを定める。

#### 9 財政上の措置（第10条関係）

市は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定める。

#### 第3 施行期間（附則関係）

この条例は、平成31年4月1日から施行することを定める。

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)  
 ○さくら市税条例 (平成 17 年さくら市条例第 62 号) (第 1 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第 90 条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に著しい障害を有する者で規則で定めるもの (以下「身体障害者」という。) <u>又は精神に著しい障害を有する者で規則で定めるもの (以下「精神障害者」という。)</u> が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者 <u>又は精神障害者</u> (以下「<u>身体障害者等</u>」という。) が運転するもの</p> <p>(2) 身体障害者等若しくは当該身体障害者等 _____                      _____                      _____ と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等のために当該生計を一にする者又は当該常時介護する者が運転するもの</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第 90 条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に著しい障害を有する者で規則で定めるもの (以下「身体障害者」という。) _____                      _____                      _____ が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者 _____                      _____ が運転するもの</p> <p>(2) 身体障害者若しくは精神に著しい障害を有する者で規則で定めるもの (以下「精神障害者」という。) <u>又は当該身体障害者若しくは精神障害者 (以下「身体障害者等」という。)</u> と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等のために当該生計を一にする者又は当該常時介護する者が運転するもの</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p>

改 正 案	現 行						
<p>(さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第 2 条 さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年さくら市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p><u>附則第 15 条の次に次の 8 条を加える。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>) 第 15 条の 2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の非課税の特例</u>) 第 15 条の 2 の 2 <u>市長は、当分の間、第 81 条の 2 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の課税免除</u>) 第 15 条の 2 の 3 <u>市長は、当分の間、県知事が自動車税の環境性能割を免除する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を免除する。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の減免の特例</u>) 第 15 条の 3 <u>市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の課税免除及び減免に係る申請の特例</u>) 第 15 条の 3 の 2 <u>附則第 15 条の 2 の 3 の規定により軽自動車税の環境性能割の免除を受けようとする者は、県の自動車税の環境性能割の免除の例により、申請書を県知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第 2 条 さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年さくら市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p><u>附則第 15 条の次に次の 5 条を加える。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>) 第 15 条の 2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の減免の特例</u>) 第 15 条の 3 <u>市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例</u>) 第 15 条の 4 <u>第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付</u>) 第 15 条の 5 <u>市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の税率の特例</u>) 第 15 条の 6 <u>営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>						
<p>2 前条の規定により軽自動車税の環境性能割の減免を受けようとする者は、県の自動車税の環境性</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="858 1930 1038 1966">第 1 号</td> <td data-bbox="1045 1930 1225 1966">100 分の 1</td> <td data-bbox="1232 1930 1412 1966">100 分の 0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1975 1038 2011">第 2 号</td> <td data-bbox="1045 1975 1225 2011">100 分の 2</td> <td data-bbox="1232 1975 1412 2011">100 分の 1</td> </tr> </tbody> </table>	第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5	第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5					
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1					

改 正 案	現 行													
<p>能割の減免の例により、申請書を県知事に提出しなければならない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第 15 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第 15 条の 5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第 15 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第 1 号</td> <td style="width: 33%;">100 分の 1</td> <td style="width: 33%;">100 分の 0.5</td> </tr> <tr> <td>第 2 号</td> <td>100 分の 2</td> <td>100 分の 1</td> </tr> <tr> <td>第 3 号</td> <td>100 分の 3</td> <td>100 分の 2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5	第 2 号	100 分の 2	100 分の 1	第 3 号	100 分の 3	100 分の 2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第 3 号</td> <td style="width: 33%;">100 分の 3</td> <td style="width: 33%;">100 分の 2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	第 3 号	100 分の 3	100 分の 2	
第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5												
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1												
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2												
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2												

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58 万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58 万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が <u>58 万円</u>を超える場合には、<u>58 万円</u>)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円) の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>54 万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54 万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が <u>54 万円</u>を超える場合には、<u>54 万円</u>)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円) の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年さくら市  
条例第22号) (1/5)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第3章の2 略</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p><u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</u> (第59条の20の2・第59条の20の3)</p> <p><u>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並び に人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第1款～第4款 略</p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>地域密着型通所介護従業者</u>は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第3章の2 略</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p><u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並び に人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第1款～第4款 略</p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)_____第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>指定地域密着型通所介護従業者</u>は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市  
条例第 22 号) (2/5)

改 正 案	現 行
<p>説明を行うものとする。 (5)・(6) 略 (地域密着型通所介護計画の作成) 第 59 条の 10 略 2～4 略 5 <u>地域密着型通所介護従業者</u> は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準</u> (共生型地域密着型通所介護の基準)</p> <p><u>第 59 条の 20 の 2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この節において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。))第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。)</u>、<u>指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)</u>、<u>指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)</u>、<u>指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第 4 条に規定す</u></p>	<p>説明を行うものとする。 (5)・(6) 略 (地域密着型通所介護計画の作成) 第 59 条の 10 略 2～4 略 5 <u>指定地域密着型通所介護従業者</u>は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年さくら市  
条例第22号) (3/5)

改 正 案	現 行
<p><u>る指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)</u> <u>を提供する事業者を除く。)</u>及び指定放課後等デイ <u>サービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に</u> <u>規定する指定放課後等デイサービスをいい、</u> <u>主として重症心身障害児を通わせる事業所において</u> <u>指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65</u> <u>条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)</u>を <u>提供する事業者を除く。)</u>が当該事業に関して満たす <u>べき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等</u> <u>基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所</u> <u>をいう。)</u>、<u>指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定</u> <u>障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定す</u> <u>る指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)</u>、<u>指定</u> <u>自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービ</u> <u>ス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練</u> <u>(生活訓練)事業所をいう。)</u>、<u>指定児童発達支援</u> <u>事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する</u> <u>指定児童発達支援事業所をいう。)</u>又は<u>指定放課後</u> <u>等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条</u> <u>第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業</u> <u>所をいう。)</u>(以下この号において「<u>指定生活介護</u> <u>事業所等</u>」という。)の従業者の員数が、当該指定 <u>生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定</u> <u>障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生</u> <u>活介護をいう。)</u>、<u>指定自立訓練(機能訓練)(指定</u> <u>障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定</u> <u>自立訓練(機能訓練)をいう。)</u>、<u>指定自立訓練(生</u> <u>活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に</u> <u>規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)</u>、<u>指定</u> <u>児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以</u> <u>下この号において「指定生活介護等」という。)</u>の <u>利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型</u> <u>地域密着型通所介護の利用者の数の合計数である</u> <u>とした場合における当該指定生活介護事業所等と</u></p>	

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年さくら市  
条例第22号) (4/5)

改 正 案	現 行
<p><u>して必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるの</u></p>	

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市  
条例第 22 号) (5/5)

改 正 案	現 行
<p>は「<u>第 38 条第 2 項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第 6 節 略</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 61 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～7 略</p>	<p><u>第 5 節 略</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 61 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～7 略</p>

さくら市氏家駅広場条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市氏家駅広場条例 (平成 17 年さくら市条例第 156 号) (1/1)

改 正 案		現 行	
別表(第 10 条関係)		別表(第 10 条関係)	
区分	使用料	区分	使用料
略	略	略	略
第 4 条第 2 項の規定による許可	1 時間あたり 500 円 1 日あたり 5,000 円を限度	第 4 条第 2 項の規定による許可	1 日 5,000 円